一　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十八年六月三十日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○トン
二	○トン
三	九トン
四	六、六二八トン
五	二八四トン
六	一六トン
七	三トン
八	○トン
九	八、六三四トン
一○	一、六三六トン
一一	四、七三一トン
一二	一五、八一二トン
一三	一、三八五、一三七トン
一四	三○五、二四四トン
一四の二	一八二、一三六トン
一五	一八七トン
一六	九○六トン
一七	二八、○○八トン
一八	三、八○八トン
一九	二○三トン
二○	一九八トン
二一	八、五四三トン
二二	一一○トン
二三	一、一八七トン
二四	一八トン
二五	○トン
二六	一、○三二トン
二七	四、○○五トン
二八	一トン
二九	七七トン

二　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十八年六月三十日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から同年度の初日から同月三十日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一三	一、三八五、一三七トン
一四	一二八、四六八トン

○財務省告示第二百二十二号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十八年度の初日から平成二十八年六月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十八年七月二十九日

財務大臣臨時代理　国務大臣　山本　早苗

1　平成二十八年度の初日から平成二十八年六月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　六万千七百二十四トン

二　冷凍牛肉　七万六千百八十七トン

2　平成二十八年度の初日から平成二十八年六月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各協定対象外輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　二万八千二百二十一トン

二　冷凍牛肉　三万三百十四トン

○財務省告示第二百二十三号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十八年度の初日から平成二十八年六月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十八年七月二十九日

財務大臣臨時代理　国務大臣　山本　早苗

平成二十八年度の初日から平成二十八年六月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　十九万六千二百六十五トン

二　生きている豚及び豚肉等　十九万六千二百七十九トン

○財務省告示第二百二十五号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月二十九日

財務大臣臨時代理　国務大臣　山本　早苗

第一号中ニを削り、ホをニとし、ヘからレまでをホからタまでとする。

○財務省告示第二百二十六号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十一条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第九十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月二十九日

財務大臣臨時代理　国務大臣　山本　早苗

第一号中「、ワ」を「、ヲ」に改め、トを削り、チをトとし、リからルまでをチからヌまでとし、同号ヲ中「。ワ」を「。ヲ」に改め、同号中ヲをルとし、ワからソまでをヲからレまでとする。

第二号中「、ヲ」を「、ル」に改め、ヘを削り、トをヘとし、チからレまでをトからタまでとする。

第三号中ニを削り、ホをニとし、ヘからカまでをホからワまでとする。

○厚生労働省告示第三百六号

雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第一条の四第五項及び第六項の規定に基づき、平成二十八年八月一日以後の同条第五項に規定する自動変更対象額を次のとおり変更し、平成二十七年厚生労働省告示第三百三十八号（雇用対策法施行規則第一条の四第五項及び第六項の規定に基づき同条第五項に規定する平成二十七年八月一日以後の自動変更対象額を定める件）は、平成二十八年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前の就職促進手当の日額の算定については、なお従前の例による。

平成二十八年七月二十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

一　雇用対策法施行規則第一条の四第三項に規定する賃金日額の最低額　四千五百八十円

二　雇用対策法施行規則第一条の四第三項の規定による就職促進手当の日額の算定に当たって、百分の八十から百分の五十までの範囲の率を乗ずる賃金日額の範囲となる額であって、同条第五項及び第六項の規定による変更後の額　四千五百八十円以上一万千六百十円以下の額